

外国人観光客の受入環境整備、及びコロナ禍で顕在化した新たな観光需要に対応する体制整備を行う県内の観光関連事業者を支援するため、外国語の観光案内板の整備、マイクロツーリズムに対応した商品開発、デジタル技術を活用した業務効率化等に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

1 神奈川県内に観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者

2 神奈川県内の観光地における店舗・事業所等を運営する者

3 神奈川県内の宿泊事業者

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

補助の対象事業

代表例を記載しています。詳細はホームページをご確認ください。

① 外国人観光客の周遊に資する受入環境整備事業



● 外国人対応整備事業

- ・外国語ウェブサイトの制作・外国語観光案内板の設置
- ・外国語音声案内ツール整備 等



● トイレ整備事業

- ・便器及び手洗い場の改修 等

② 新たな観光需要への体制整備事業

ワーケーション、マイクロツーリズム、SDGs、など、多様な需要に新たに対応するための整備を実施するもの。



● ワーケーション受入体制整備事業

- ・コワーキングスペース設置
- ・高速無線LAN整備 等



● SDGs、脱炭素をテーマとした観光需要に対応する事業

- ・コンテンツ開発
- ・コンテンツ開発のための専門家助言指導 等



● マイクロツーリズム、アドベンチャーツーリズム等に対応した事業

- ・コンテンツ開発
- ・コンテンツ開発のための専門家助言指導
- ・観光アプリや観光ウェブサイトの作成 等



● テイクアウト事業

● バリアフリー対応整備事業

- ・段差解消整備・手すり整備
- ・ピクトグラム等案内板整備 等



● デジタル技術を活用した観光需要の創出や業務効率化(観光DX)推進事業

- ・宿泊カードのオンライン化
- ・非対面決済の導入・セルフレジの設置
- ・システム開発、設備整備
- ・デジタルマーケティングの実施 等



● 災害時対応整備事業

- ・非常用電源装置の設置
- ・スマートフォン等携帯電話の充電機器購入 等

※1 国、本県及び他の地方公共団体から補助金の交付を受けた事業を除く
※2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外

募集期間

令和4年7月1日(金)～8月31日(水)

郵送のみ [当日消印有効]

受付は先着順です。

※募集期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。
申請方法等の詳細や、申請書等の書類は、県のホームページから入手できます。
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/hojokin/r4ukeirekankyouhoujyo.html>)

提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県国際文化観光局観光課観光戦略グループ
神奈川県観光客受入環境整備費補助金 事務局

申請から交付までの流れ



詳しくは _____

神奈川県 受入環境整備費補助

で 検索



お問合せ先

神奈川県 観光客受入環境整備費補助金事務局

☎045-285-0289

受付時間

平日

9:00~12:00
13:00~17:00

※通話料は発信者のご負担となります